

さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市中央区管内において観光振興を図ることを目的とした事業を実施する団体に対し、さいたま市区長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第93号）に基づき、さいたま市中央区役所区長（以下「区長」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについてさいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光振興 地域のもつ文化や伝統等の地域資源を活用し、誘客を行うことができる公益的社会貢献をいう。
- (2) 団体 事業を実施する単一組織又はこれらの団体の代表者により構成される連合体による組織をいう。
- (3) 事業 団体が実施するイベント等のうち、公益性をもち日時等の実施単位が明確かつ申請年度内に完了するものをいう。

(補助対象及び補助金の額)

第3条 補助対象となる団体及び補助金の額は、事業計画及び事業実績を勘案し、区長が決定する。

2 次に掲げるものは、対象外とする。

- (1) 特定の政党、宗教団体、営利団体及び公共の福祉に反する団体
- (2) 単一組織の行う運動会等の事業及びそれに参加する団体
- (3) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第85号以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (4) 役員の中に暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるもの
- (5) その他、区長が不相当と判断する団体、事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な該当事業単位経費のうち別表に掲げるものその他区長が必要と認める経費とし、補助事業に関与しない団体の運営に係る経費は除くものとする。また、補助事業実施に際しては自主財源を一定程度充てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

- (2) 補助事業単位の収入支出予算書
- (3) 会則、規約又はそれに代わるもの
- (4) 役職等（役職名、氏名、読み仮名、生年月日、性別）のわかる会員名簿又はそれに代わるもの
- (5) 補助金を受領するときの振込先のわかるもの
- (6) その他、区長が必要とする書類

2 区長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の申請書に添付すべき事項の一部を省略させることができる。

（交付の決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、また必要に応じて現地調査等を行い補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査の上補助の適否を決定し、さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たり条件を付すことができる。

（交付申請の取り下げ）

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた申請団体（以下「決定団体」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に当該申請を取り下げることができる。

2 区長は前項の規定による申請の取り下げがあったときは当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事業の変更等）

第8条 決定団体は、事業計画を変更（区長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく、さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による承認の申請があったときは、内容を審査し、その結果をさいたま市中央区管内観光団体特別支援事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第4号）により決定団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 決定団体は、補助事業が完了したときは、速やかにさいたま市中央区管内観光団体特別支援事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助事業単位の収入支出決算書
- (3) 領収書（証）の写し
- (4) 請求又は領収に係る明細等内容の詳細が分かるものの写し
- (5) 記録写真等事業の実施が分かるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があった場合において、当該事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該決定団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 決定団体は補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を区長に提出するものとする。ただし、区長が必要があると認めるときは、補助金の額を確定する前に当該補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 区長は、決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は区長の指示に従わなかったとき。
- (4) 事業の変更等により、事業の全部又は一部を継続することがなくなったとき。
- (5) 補助金の交付の決定を受けたものが第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消し、又は変更したときは、返還を請求する日から起算して15日以内にさいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金返還命令書(様式第8号)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第13条 決定団体は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 さいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金交付要綱(平成14年決裁。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項第3号及び第4号の規定は、この要綱の施行の日以後にさいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この要綱の施行の日以後にさいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、この要綱の施行の日以後にさいたま市中央区管内観光団体特別支援事業補助金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

・補助対象経費

区分		具体例
報償費		講師謝礼、出演料等
旅費		交通費等
需用費	消耗品費	消耗品、装飾品、材料費等 (景品、記念品、賞品、食材、備品等は除く)
	印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷
	光熱水費	電気料等
	修繕費	物品の修繕費 (但し、補助事業を行っている間に破損し、かつ、修理したものに限る。)
	燃料費	ストーブの灯油等
役務費		保険料、通信運搬費等
委託料		会場設営委託、会場警備委託、会場清掃・ゴミ処理委託等
使用料及び賃借料		会場借上料、設備賃借料、車両借上料等
原材料費		補修用材料等

※ 団体従事者に支給する手当は補助対象外とする。